1 名称と位置

名称:坂井市農地水広域協定

会長:西本 繁夫(令和5年度・令和6年度)

位置:福井県坂井市下新庄1号1番地 坂井市役所内 多目的棟2階

電話:0776-67-2351

2 協定概要

設立:平成30年度(116集落委員会で開始)

期間:令和5年度~令和9年度/2期、平成30年度~令和4年度/第1期

集落:125集落委員会/令和5年度

長寿:106集落委員会(84.8%)/令和5年度

構成員: 11, 226人(農業者4,323人39%、非農業者6,903人71%)/R5年度

延活動人数

:28,095人(農業者17,273人72%、非農業者10,822人38%)/R3年度

区域:坂井市内全域(福井市、あわら市の一部を含む)

3 事務局概要

事務局長1名(常勤)、事務局員4名(うち3名常勤、1名非常勤)

4 交付金活動概要

交付金(坂井市分):

· 交付金対象面積

 田
 :
 4,595ha

 畑
 :
 364ha

 草地:
 0a

 計
 4,959ha

施設:

水路:1,032km農道:655kmため池:9箇所

計 1,687km + 9箇所

・その他

平地農業地域、中間農業地域

5 協定活動概要

代議員会(総会の機能)

· 1~2回/年

運営委員会 (理事会の機能)

4回程度/年

役員会(役員会の機能)

・6回程度/年

広報·研修会等

- ・広報誌3~4回発刊/年(集落の後継者をテーマ)
- ·研修会1回程度/年
- ・集落委員会共同活動の手引き1回発刊/年、
- ・ホームページ開設(令和5年度~)

交付金支払方法

- ・一括払/91集落/7月・9月・11月・1月・2月・3月の報告
- ・実績払/34集落/毎月報告・毎月2回支払

6 課題

農村集落の後継者(集落活動の担い手づくり) 農業離れと農業・農村の維持